

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	介護保険支払方法変更（償還払い）終了申請	
根拠法令・条項	介護保険法施行令第30条、第31条 介護保険法施行規則第100条、第102条、第108条 堺市介護保険施行規則第47条	
所 管 課	各区役所	地域福祉 課
審 査 基 準	<p>要介護（要支援）被保険者は、支払方法変更の記載（サービス費の支給を償還払いによるものとする記載）の消除又は保険給付差止の記載（サービス費の支給を償還払いによるものとする事及び保険給付の全部又は一部の支払を差し止めることの記載）の消除を受けようとするときは、「堺市介護保険支払方法変更終了申請書」に必要事項を記載し、被保険者証及び特別の事情のある旨を証する書類を添付し、申請しなければならない。</p> <p>堺市長は、上記の規定による申請を認めるときは、「堺市介護保険支払方法変更等解除通知書」により要介護（要支援）被保険者に通知し、当該要介護（要支援）被保険者に係る被保険者証の支払方法変更の記載又は保険給付差止の記載を消除する。</p> <p>対象者は、次の各号のいずれかに該当する者である。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険料滞納額の著しい減少があったこと。 (2) 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (3) 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (4) 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (5) 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 (6) 保険料を滞納している要介護被保険者等が被保護者であること(当該者が支払方法変更の記載の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。) (7) 保険料を滞納している要介護被保険者等が、介護保険法第66条第1項に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給又は介護保険法施行規則第98条に規定する医療に関する給付を受けることとなったこと。 	
標準処理期間	標準処理期間	10日
	標準処理期間を設定できない理由	